寶唐一紀事

5
7464

門95
號7464
卷

早稲田大学図書館
昭36.9.27 購入
藏書

寶暦一紙事

寶暦のこと、明和のことも亦王政復古のさきがけ
をなしたる竹内式部山縣大貳西士をそなへたるのことに
關係あり事蹟実に詳なるものあり此
事秘密なりしことなれども文書うづ
もれていまゞ世にいでざるものあるべしこゝに藤井右門
氏の末裔なる藤井九成氏より一の家記を傳覽す
事實頗る考へべきことあるものと先祖藤井氏の
記なりとして一冊をうつしかへたるこの家記
を略したるものの如し いまこゝに所の記をもつて九

物選の関係加物等のことなどやあらたることあ
るもしかるごときの家記等世にこれ多きものあり
てこれをもる人あらば後ぐさは世に公まられんこ
と我ぢむ予この事を世に誘はんとまづこの寶
暦紀事を編出すこの国の一紀事ものまことは一名
を藤井文書と稱して所ちるのみ
○この文書を藤井九成氏ち信寫し寫手を
て先書に似ずるごと寫きめしものの如いまこれ
を刻本とすすらとは多田好問氏宮崎孝麿氏
を紹介として藤井氏に乞得たるものの如き

○この文書中に龍造寺氏の事あるこの近来竹
内式部氏と日人なるべしとの考按出でたる天龍
道人の末裔浩川氏の書に能きてこれば道人こ
づから龍造寺云々とたるもたるものあり考ふべ
し
○明治王政復古のもとゞめ一勢力ありしに真木和
泉氏の業ちりこれ久留米人にてかの高山彦九郎
氏の血を嗣ぎし人の業とこそ考へきこと風る
べこの文書中にまもすでに久留米人ありまた筑前
延壽王院なども由ゆうあり考へべきこと多し

故ゆえこの書を公にして衆學者の考按を乞つるの理

○この書中山下大和とあるは藤井右門氏のことなり

明治廿六年四月　福羽美静編之

野村信四郎書

藤井文書
合十五丁

宝暦八年在役
関白　近衛左大臣内前公
所司代　松平右京大夫
町奉行　松前筑前守
同　小林伊豫守
大目付　青山伊豆守
同　土井新大夫
大坂城代　井上河内守
同城番　高木備津守

烏丸従二位大納言光胤 右府光榮公男 実中御門宣顕公二男

寶暦八年七月二十四日止官同日永蟄居

時歳四十同十年五月十日落餝入

道号卜山安永七年六月二十四日

免永蟄居　天皇御年回以格別

憐愍ノ御所置ナリ

徳大寺従二位大納言公城 正二位権大納言 実憲男母八 伊豫大納言 加藤遠江守恭 恒女

御室高松侯従四位下左中将頼恭女

宝暦八年七月二十四日止權大納言永
蟄居時歳三十同十年六月八日落
餝号蠻渡安永七年六月二十四
日免蟄居
正親町三條従二位大納言公積 正四位左近衛中將実夜男
宝暦八年七月十七日辞議奏役
同二十四日止官役永蟄居歳三十八
同十年五月二十二日落餝安永六年

六月二日薨同七年六月二十四日敕
免蟄居
坊城正三位中納言俊逸 俊時男
宝暦八年七月二十四日止權中納言永
蟄居歳三十一同十年五月十二日落餝
号常徹安永二年正月薨
同七年六月廿四日敕免蟄居
今出川正三位中納言公言 従三位權大納言誠季男

宝暦八年七月二十四日辞官遠慮
同十年七月二十六日落餝号松卑
安永五年八月薨
高倉正三位右兵衛督永秀（正三位権大納言永房男）
宝暦同上入道号常山
町尻正三位右中将説久（元兼久従三位前参議兼重男）
宝暦八年七月遠慮同十年六月二日
入道号如水

水無瀬従三位右中将経業（元芝山相續正三位権中納言経孝二男）
右同入道号壽山同十二年八月十日薨
植松従三位左中将幸雅（従三位権中納言賞雅男実正三位雅孝男）
宝暦八年七月遠慮同十年十二月落
餝号幽水安永六年九月五日卒
高野正四位右中将隆古（従三位権大納言保光男実異路権中納言隆英二男）
宝暦八年七月二十四日止右中将永墊
居同十年五月三十日落餝号夫樂

安永七年六月二十五日敕免

西洞院正四位少納言時名 三位範嘉男母兼共女

宝暦八年七月二十四日止両官永蟄

居同十年五月二十日落餝入道号風

月安永七年六月二十五日敕免

勘解由小路従四位左中将資望 実烏丸前内府光栄公末男

宝暦八年七月二十四日止左中将禁色

永蟄居同九年後七月二十三日卒

歳二十五敕免同上

中院従四位左中将通維 正三位前中納言通村男 実冬我前右府通兄公三男

蟄居同上入道号見山敕免同上

裏松蔵人左少辨従四位光世 孟光男 実烏丸前内府光栄公末男

宝暦八年七月二十四日辞官同年冬

父喪引同十年七月二十日落餝

西園寺従四位左中将隆共 正四位権左中将隆廉男

遠慮辞官 同上入道号孤雲

櫻井従四位下氏福 正三位氏敬父男

遠慮落餝同上入道号徹水

岩倉正五位下左兵衛佐尚具 従二位権中納言恒具男

遠慮辞官同上宝暦十年七月喪父

十二月落餝号慰水時二十二

町尻正五位左馬頭兼望 従五位下兼久男

辞官遠慮落餝同上号空應

時歳二十三

内密関係ノ老臣

久我従一位前右大臣通兄公

三條正三位内大臣季晴公

中山従二位権大納言家親卿

芝山従二位権中納言重豊卿

右御不審無之儀ハ幕府ノ

良策ニ出ルナリト云

二條従三位中納言中將中山正親
右中將藏人頭愛親ノ兩官ハ別
ニ志アリテ係ワラス幕ヲ恨
ムニハヒ大ナラズ

寶暦八年ヨリ至安永七年誌

藤井従五位下大和守直明
寶暦八年七月廿四日位記返
上ス永御尋
右親類兩名御受申上候
若江修理大夫
山下大舍大允

夷カ

當今御内勅ヲ以テ幕府
征夷將軍職奉還被仰出
頼朝以来之政權召上ケ
德川家重日光ヘ退城後攝
内命ニ有之夫ニ致用意
事

其時ヨリ三位及大中納言ハ
御推仕攝家以下平等之事ニ
被仰出自今皇族ニ天君御奉職
ニ有之横市内次ニ大政所ニ親所之
條沙汰セラル可轉法輪ハ當時伊
井掃部頭後族ニ有之遠ニ見ル所ニ
公卿中沙汰有之等中演置ル也

坐上ニ節ハ先ヲ
聖上内侍所 聖母殿ニ後
御清内儀ハ下賜ヨリ右京村
清水ニ退ニ事
廟ニ坊中 隠幸用意ニ
事
三井寺ヲ以テ 泥帝出張ニ
ニ得ル事
南禪寺ニ内ヘ集議所ニ
可定ニ事
有志ニ輩内侍所可為守
護事

中院中將殿御領濃州揖斐
四位殿ヲ大將トシテ奥村兵部
西田兵部金森藤左衛門率ひ
美濃境ニ向高野中將所領
尾張領ヲ為濃郡ヲ入境
永寿寺長純御道ヲ加州兵
を待ヲ山名兵庫父子信濃兵
率ひ大垣城の柳瀬合
大岸ヲ去相ヲ濃州ヲ
又一度ト為尾州ヲ攻城
中納言方兵右兵衛尉ヲ柳

川端島大洲ヲ兵ヲ為ヲ待
大坂表ヲ峯山城ヲ事
今出川中納言ヲ所属中將其解
出家中將ハ三井寺ヲ所
美濃路御道組より山門護
送ヲ粮米ヲ扶持并物ヲ
口周ヲ三度議事
正親町三條大納言ヲ我方納言裏
松前人ヲ人ヲ豊土地下ヲ率
指揮ヲ水戸中將ヲ遣ヲ信
伏見ヲ張為ヲ城ヲ
ヲ宮田中出法ヲ信山御

道寺組之事　其外
矢島石見　之義ニ付奉
加勢仕奉
德大寺公納言ハ芝山中納言ハ烏丸
大納言ハ中院中將ハ醍醐
院皇兵ハ紀州集
有馬千吉　播磨之亟金森頼直
織田信孝　三雲法眼等以下
玉座守護之事
東久世中納言ハ植松中將要路
中務卿宮ハ御駐輦ヲ
奉ル　此節都合ヲ

伏見ハ毋論ハ大津ハ宮
勇士ハ駐軍ニ固ル事
沸味方ハ諸藩兵ハ京
迄ハ中ハ京幕吏ハ
兵端ハ開ハ時ハ淀中納ハ
院ハ勿論大坂城ハ
大坂伏見ハ焼拂幕吏ハ
奏聞ヲ以朝敵ハ速
二條城ハ諸国代ハ者
諸侯ハ時ハ会議ヲ上可

拂箱之事

但二年間ハ関白殿以下
南部書〻面々[illegible]の上

於造寺所竹内伊藤金森細
井之軍師ハ所〻市用有之
雖モ書〻 皇兵之条也
方之事

正親町三條德大寺烏丸久我中院
芝山勅命之儀清卿毎日条
内〻方之事

東下之節ハ速軍使永常清方
之指令通べし

奥村吾部 富山
前田民部 口上
金森能藏 郡上
同 十郎 口上
本学院仲
永平寺良紀越前
延寿王院法眼 武蔵
三雲 法眼 東郡
誓願寺 主膳 聚
矢島石見 高岡

立花三左衛門 柳川
有馬千吉 久留米
播磨 篠山 井上
田中豊後守 八幡
竹内式部 京都
山下大和 日上
細井吉郎 長崎

延寿王院法眼信長 [illegible]
前田民部 菅原紀寛 [illegible]
[illegible]
[illegible]
柳川侯[illegible]
[illegible]
[illegible]

金澤中將　松平加賀守菅原重教
錫島侍從　松平越後守源宗孝
久留米侍從　松平筑後守源宗隆
富山侍從　松平出雲守菅原利幸
長利　喜連川左兵衛督源晴氏
八幡侯　金森左近將監源頼錦
大洲侯　加藤出雲守藤原泰恭
右等家行ヲシテ上京御門傳ヲシテ拜シ
勅旨ニ出シ事ニ從事セシト云
仍之内延諸役後安永二年中ヨリ御外
外衆ノ御門法ヲ以テ二百人ヲ限ストヲ云

鍋島家ハ久我中院ニ近縁ヲ以テ常ニ龍造寺
等侍於中院家又右馬千吉モ久留米侯
京極或郡御親王姫宮ノ御像續ヲ以テ毎上京侍
京極宮又與龍造寺右馬千吉同州之侍軍法ト云
太宰府別當延壽王院ハ上京　桃園帝勅願寺
於山門　王體御安全之祈三七ヶ日施行スト云
加州本藩名代トシテ上京前田武部ハ富山侯ノ庶子トシテ
西藩中ニ本丸ヲ紀寛改利寛ヲ一味中有力勉勤
食以加州護送ニ美濃郡上八幡城ト沙法ス
或ハ近江國以本丸ヲ佐院又ハ寺大津浦寺ニ藏スル
呼數万俵ト云
變動後大津迴米加州米ヲ以テ要ストヲ云
寶暦八癸卯七月廿四日
各公卿御名被仰付諸國登京人迯下リ
竹内等ハ關東ヘ因他ハ不及沙法畢
最ニ同盟中盟約連名書ヲ奉
玉座ヲ給奚ヘ入關白殿御手ヲ以テ雖モ
關東之知ル所ニ不及ト云

嚴カ

後竹内式部等中追放大和等
永之尋 位紀名上之事 断絶

美濃國郡上八幡城主金森兵部少
輔頼錦ハ九月朝日領内租税之
取上ケ法ニ過ト國民敲訴事アリ
表セラレ十二月改易奥州ニ流罪
幕府ニ計收ハ在郡上金穀軍者多ク出ル米
七千俵ハ賜領民ト云
又森某青木某等ハ美濃五國之代官
金森氏ヨリ受ル所之米金不少ト云或ハ
本多伯耆守正珍ハ當時先中タル三人金森
縁族ヲ以テ 同日 役名放サレ 一万石ヲ削
ラルトナリ

加州侯以下五六藩ハ此間其関係ノ士遍
ク絶京家之交幕府之沙汰無之也
金森侯ハ獨リ嚴命ヲ蒙リ天の時ニ
堪ヘカタク恐多アリナリ

竪カ
嚴カ

其後安永三年之伺置アリ
乾坤俗ニ伺所務動トリ
伺内儀伺侍數十名断罪
遠放其外内々仰出アリ
執次中語 使番 加藤社人 内勤
右名目 家身持放埒奢侈を極め
たるを名目 家ハ貧窮ニ
幽閉者ハ一味 武家人城内
ニ伺内儀ヲ誘い謀反の
幕内堅の密事盟約書の印
章等聞内殿下の嫌疑幕府
への申方ハ 印鑑追放の義
刑せらるるとなり

醉富 前田慶 二代松平大蔵大輔正甫

天和元年近衛中將越後守高田藩
光長罪アリ幕府奏シテ其封ヲ收
メ之ヲ伊豫ニ流ス時ニ正甫命ヲ奉シ
岳卒四千五百ヲ率ヒテ越後ニ赴キ其
封ヲ收ム牙城ハ柳原或ハ大浦羅城
ハ牧野駿河守月城ハ正甫ナリ
一日營中ニ於テ或諸侯順ニ語ム
殆レト疲ニ濱ス正甫及魂毋與
乙ハ忽チ常ニ及ハ時ニ在列ノ諸
侯其奇驗ニ感シ真茅名ヲ問ヒ
各別ハ此ヲ樂ヲ賞與セントヲ請ヒ
ル因テ藥高某ニ命シ其天國ニ
人其ノ小國ハ一人ヲ遣ス爾来漸
ク數十人ニ至ル家遂ニ之ヲ天下ニ布
ク之ヲ後世ニ傳ヘ今日ノ奇技

業カ

トナル力ノ力ナリ
但前田家藩ニハ正甫祖役ノ時トアリテ
年代不分明或ハ高畠城出奔ノ時
アルヲ正ス

越中富山町藥師松井弘明堂
以下近来ハ四十余名ノ多キニ至ル
及魂毋其外二三種奇藥賣與ノ由
右行高人ハ大和ノ山下郡ノ
ト乃ち山陰辺より橘律敬を
巡業シテ今京ニ至ルトカ
其後江戸ニ至ル因ナリ
為井力門ト変名シ浪人中
ノ三陽形幻術ヲ学ヒ橘
宇ノ代諸国ニ其名ヲ
後易ハ
如良飛上人の相法ヨリ出ル

明和四申年八月廿日
従五位下大和守源朝臣直明
宝暦九年十二月十九日
藤井誠造　直明舎弟

文化十二年八月廿一日
諡直明院閑山宗真居士
諡誠造院月山宗信居士

右江戸浅草橋場日蓮宗
妙高寺々中
岡本熊蔵取扱